

75

一定の障がいがある方は65歳以上

歳以上の方へ

後期高齢者医療の保険証が

新しくなります!

7月中
着

令和6年8月から
(水色)

令和6年7月まで
(だいだい色)

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和6年 7月31日
交付年月日	令和4年10月 1日
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
住所	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地
氏名	広域 太郎 男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
一部負担金の割合	※ 割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 1 4 印 神奈川県後期高齢者医療広域連合

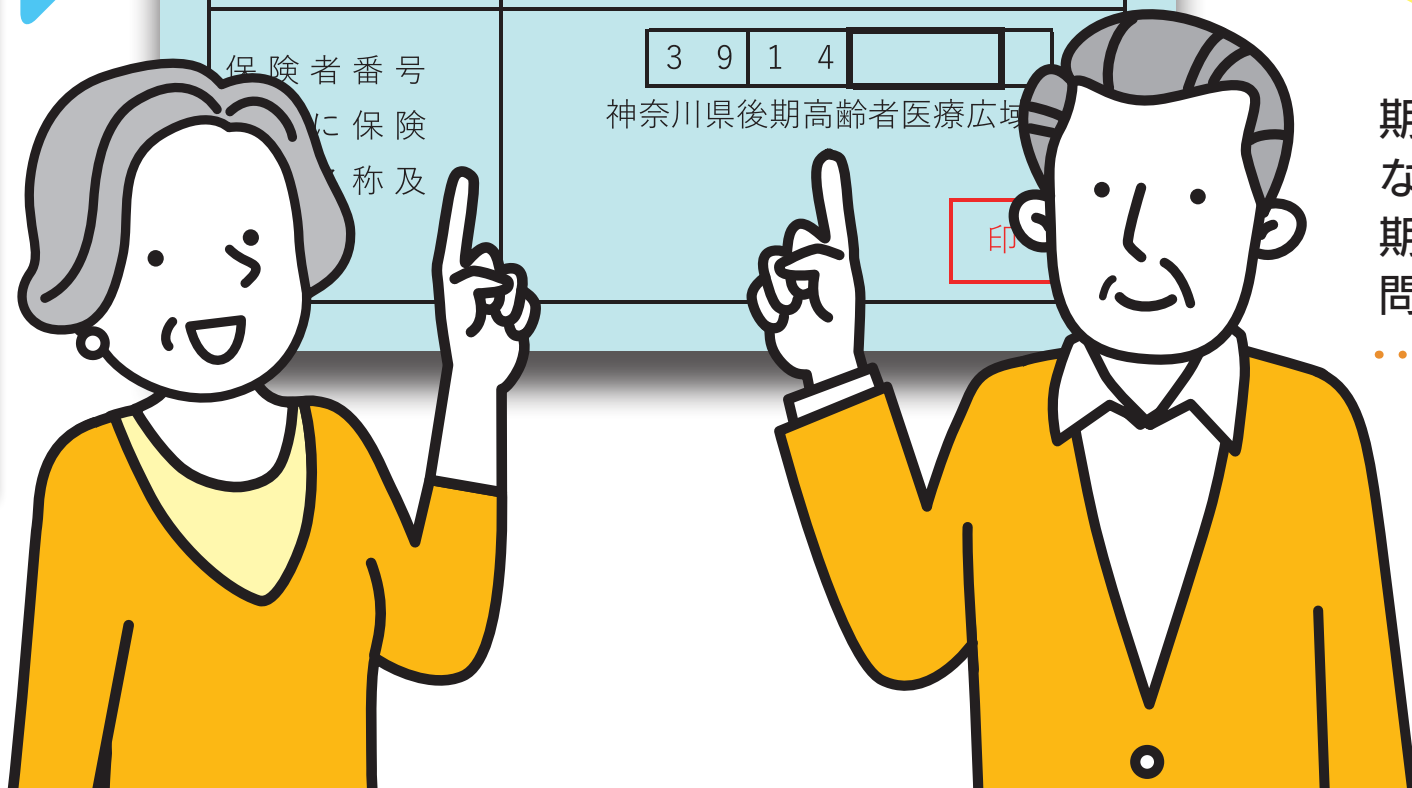
現在お持ちの保険証は、
8月1日から
ご使用できません。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和7年 7月31日
交付年月日	令和6年 8月 1日
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
住所	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地
氏名	広域 太郎 男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
一部負担金の割合	※ 割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 1 4 印 神奈川県後期高齢者医療広域連合

新しい保険証は、
簡易書留または
特定記録郵便で
お届けします。

期日を過ぎても保険証が届かない場合には、市区町村の後期高齢者医療担当窓口にお問い合わせください。

新しい保険証(水色)が届きましたら、それまでの保険証は有効期限以降に市区町村の担当窓口にお返しいただくか、ご自身での破棄をお願いします。



【紙の保険証の廃止について】 現在の保険証は、令和6年12月2日で廃止され、以降の交付(紛失による再交付を含む)はできなくなります。なお、経過措置として、令和6年12月1日までに交付された保険証は、住所や負担割合等に変更が無い限り、有効期限(令和7年7月31日)までこれまでどおりお使いいただくことができます。

お問い合わせ 市区町村 後期高齢者医療担当窓口

発行：神奈川県後期高齢者医療広域連合